

るものである。そして、四菩薩行説示においては「威力品」「成熟品」「如前説」等の語句が散見され、四菩薩行と初持瑜伽処中十六品の説示との対応関係が予想される。

そこで四菩薩行から見た対応関係を考察すると、以下の如くとなる。まず、波羅蜜多行の六波羅蜜は施品、慧品、方便善巧波羅蜜は菩提分品の十二方便、願波羅蜜は同五種願、力波羅蜜は力種姓品（及び建立品）の如来十力、智波羅蜜は菩薩功德品の四種施設建立と対応する。

次の菩提分法行の三七菩提分法は菩提分品の同項、四尋思・四如実智は真実義品の各項と対応する。次の神通行は威力品の六神通と対応する。そして成熟有情行の二無量は菩薩功德品の五無量中の二、成熟有情は成熟品説示と対応するのである。これら対応関係を踏えて三種説示を再考すると、第一は菩薩行項目を多出した菩薩地品々の構成面からの説示、第二は具体的項目配置を欠くが、行果としての十三段階の階位面からの説示、第三は菩薩行の構造からの説示と整理する事ができるのである。

最後に菩薩地の菩薩行中の中心はどこに置かれているかを考察するならば、所説分量という点からは、菩薩地総品数二八本、更には初持瑜伽処十八品中の六品を占

め、内容構造という点からは統一的な九段構造によって整理されている六波羅蜜をその第一とする。六波羅蜜に関しては、行品が四菩薩行概説の後に詳説を加えており、また勝又俊教博士稿「中期大乘仏教における菩薩思想の構造論的考察（一）」において、従来の六波羅蜜思想の集大成とされていることから、菩薩地所説の菩薩行としてそれらが重要視されていた事が理解されるのである。

尚、菩薩行各項目と行果としての菩薩の階位との対応関係については、今後の課題とする。

### 金綱集と真間起請文

山口 晃 一

金綱集は第二祖日向の著作であり身延門流第一の秘書といわれていた。真間起請文は頭本法華宗の派祖日付の書いたものと伝えるもので、現在その「写状」が京都本山立本寺に所蔵されている。

従来この二つは全く無関係と考えられていたが、筆者

は二つは密接に関係する資料であり、互いに資料的価値を補いあうものと推定する。その論拠は次の通りである。

(一) 真間起請文の「宗秀之問答用意抄」は「宗秀云問答用意抄」と読むべきである。

(二) 従来、什門でも不明の問答用意抄は実は金剛集第十卷目の「法華經之事」である。

(三) 真間起請文に「当門弟之重宝也」と問答用意抄を指しているが、これが金綱集であるから、内容的に合致すること。

(四) 什門ならびに日蓮宗宗学全書では従来宗秀の書いた問答用意抄の意味と採る。それではなぜ貫首でなく、俗別当宗秀の書いたものが「重宝」になるのかというこれまでの疑問が解決できたこと。

(五) 金綱集が何故に書かれたのかという理由が従来、決め手となる資料がなかったが、真間起請文に「御前問答已前においては堅く之を秘すべきなり」とあるため、諸宗との公場対決、宗論のときの問答用意のために著作されたということが祖滅百年頃のこの起請文によって助証でき、それは従来の所伝と合致すること。

(六) 真間起請文の主旨は、中山門流の重要法門を閲覧するために書いたものである。日什は中山門流に

帰伏後、わずか八カ月で秘書を読んだことになり、従来、中山流は日什に秘書は見せなかったという説は再検討を要すること。

(七) 什門では中山門流の口伝・秘書を残らず日什が相承したと伝えるが、真間起請文はその一証になること。

(八) 中山門流の祐師目録に「第十九、問答用意抄」とあり、その中に問答肝要抄が入っていた不審が解明できたこと。つまり問答肝要抄は浄土・真言・律・華嚴・法相・三論・天台・天台下・雑の十帖より成立していた(宗全上聖部四二二頁)が、問答肝要抄は問答用意抄と同種のコツ集であったために祐師目録「第十九」の問答用意抄の項目に挿入したと考えられること。

(九) 藻原寺所蔵の金綱集下巻が宗全第十四巻に収められているが、その最後に附録として、重野安繹博士発見の裏書古文書があり、そこに「宗秀」や、その子の「日樹」の名があることから推定すると、金綱集は宗秀一門の何等かの管理下にあり、

その許可と共に閲覧には起請文が必要だったことを真間起請文は物語っており、本文の「宗秀云」はそのようなことが、中山門流に伝えられていたと推定すべきこと。

(川) 金網集からの抄出などが当時認められていたこと。

以上の十点についての考察が成り立つ。なお真間弘法寺から池上本門寺に晋山した日芳が身延宝庫に納めた真間起請文の写状も「宗秀云」とあり、「宗秀之」とはなっていない。

## 室町時代京都日蓮教団寺院と「寺内」

糸 久 宝 賢

「寺内」は寺院の存在形態を示す言葉のひとつである。「寺内」または「寺内町」は、浄土真宗をはじめ各地の諸宗寺院で形成されたといわれており、日蓮教団寺院の例では、六条本國寺と尼崎本興寺が紹介されてい

る。「寺内」または「寺内町」形成の背景として、本興寺の場合は尼崎の商人たちが商業活動の場の保持と特権維持のために門前「寺内町」を形成したといわれているが、京都の場合は教団内部にも「寺内」または「寺内町」形成の背景がもとめられるようである。この点について重要な手掛りとなるのが、各本山の法度である。京中の寺院は門流の本寺として直属する本寺大衆、末寺の僧衆を統率し、京中や地方の信徒たちと直接・間接に関わっていた。本寺はこうした中において本寺中心主義の徹底と保持を意図して法度を制定したのである。本國寺「寺内町」は延徳二年以降に形成されていた可能性があるとの指摘がなされているが、「町」形成の有無は別として「寺内」という言葉自体は、早く日像の「禁制条々」の中に見出され、この後、日親の仮名書・漢文体の両法度、日侶の「本能寺御法度事」等に見出される。日像の法度では「寺内」と「他所」、日親の法度では「寺内」と「門外」「寺外」日侶の法度では「寺内の公事」「寺外の公事」といったように「寺内」とそれ以外のスペースが明確に区分されており、いずれの法度も僧衆の住居を「寺内」の外に出すことを厳禁している。応仁・文明の大乱以降、京中の諸宗寺院、公家たちの邸宅、町中に、